

○益田市都市計画審議会運営規則

昭和45年5月1日

益田市規則第18号

改正 平成12年12月21日規則第46号

平成22年5月27日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市都市計画審議会条例（昭和44年益田市条例第26号）第9条の規定に基づき益田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するときは、開会期日の5日前までに議案を添えて会議の日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(専門委員の出席)

第3条 専門委員は、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、会議に出席し、意見を述べ、又は説明することができる。

(議長)

第4条 会長は、会議の議長となり会議を主宰する。

2 会長及び会長の職務を代理する者としてあらかじめ指名された者に事故があるときは、出席した委員のうちから互選された者が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の賛成があるときは、公開することができる。

(守秘義務)

第5条の2 委員及び臨時委員、並びに専門委員は、審議会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。ただし、前条ただし書きの規定により公開された会議において審議された内容については、この限りでない。

(議席)

第6条 委員及び臨時委員の議席は、議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、審議会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(建議案の発議)

第8条 委員は、建議案を発議しようとするときは、あらかじめ理由を付してその案を会長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(会議録)

第9条 会議の開催日時、開催場所、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

2 会議録には、議長及び議長の指名する2人の委員が署名しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月27日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。